

# 理 事 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成30年3月22日(木) 午前10時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本会の副会長でございました大阪市社会事業施設協議会会長の中田浩様が3月17日にお亡くなりになりました。ここで、ご冥福をお祈り申しあげ、黙祷を捧げたいと存じます。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

(黙 祷)

お直りください。

それでは、まず、本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数20名、本日の出席者17名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

では、はじめに、新たにご就任いただきました理事のみなさまをご紹介いたします。阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己理事でございます。大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長の北玲子理事でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

資料1、評議員選任・解任委員会委員の選任(補充)の資料でございます。資料2、平成29年度補正予算(案)の資料でございます。資料3、大阪市地域福祉活動推進計画の策定(案)ですが、事前に送付したのから資料編を追加して配付しています。また、パワーポイントを用いてご説明いたしますので、スライド資料も添付しています。資料4、地域子ども支援ネットワーク事業の実施(案)につきましても、パワーポイントでご説明いたしますので、スライド資料を添付しています。資料5、平成30年度事業計画及び予算(案)の資料でございます。資料6、定款の一部変更(案)の資料でございます。資料7、諸規則等の一部改正(案)の資料でございます。資料8、評議員会の開催(案)の資料でございます。議案に係る資料は以上でございます。報告事項等としまして、中期経営計画の進捗状況に係る資料、法人説明会開催チラシ、平成30年度の予定一覧を配付しています。最後、乾会長からの情報提供として第14回区民フォーラムの開催報告、弘治地区社協だより「ふれあい弘治」を配付しています。

それでは、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということでございますので、議長を乾会長をお願いいたします。

乾 議 長        まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第 30 条第 2 項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事、後藤監事が議事録に署名いたします。両監事さん、どうぞよろしくお願い致します。

**<第 1 号議案> 評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）について**

乾 議 長        それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。  
第 1 号議案 評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）について、事務局から説明してください。

中川部長        企画調整担当部長の中川でございます。  
第 1 号議案、評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）につきまして、ご説明申しあげます。資料 1 をご覧ください。

定款第 7 条第 2 項におきまして、評議員選任・解任委員会は 5 名の委員を持って構成すると規定しておりますが、外部委員の津島洋記委員が平成 29 年 11 月 28 日付けで退任されたため、1 名欠員となっております。つきましては、名倉嘉史氏を新たに委員として選任（補充）をお願いするものでございます。

名倉氏は現在、大阪市男女共同参画のまち創生協会の常務理事兼事務局長として、男女共同参画の推進に向けて尽力されております。本会に在籍した経歴もあることから、本会の事業運営等に関しても精通されております。

任期につきましては、本日、平成 30 年 3 月 22 日から、現任期の残任期間である平成 31 年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申しあげます。

乾 議 長        ただ今、評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）について説明がありました  
が、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

**<第 2 号議案> 平成 29 年度補正予算（案）について**

乾 議 長        続きまして、第 2 号議案の平成 29 年度補正予算（案）について、事務局から説明  
してください。

古賀課長        経営計画担当課長の古賀でございます。  
第 2 号議案、平成 29 年度補正予算（案）につきまして、ご説明申しあげます。  
お手元の資料「平成 29 年度 2 次補正予算（案）」の 1 頁をご覧ください。  
今回は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業において、全国社会福祉協  
議会から示されました会計処理の見直しに伴う補正につきまして、お諮りするもの  
でございます。

収入及び支出の勘定科目を変更いたしますが、それぞれ同額の補正となりますため、  
当期資金収支差額及び当期末支払資金残高に増減はございません。

「収支予算書総括表」及び「サービス区分収支予算書」につきましては 2 頁以降  
に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

古賀課長 以上、平成 29 年度補正予算（案）についてご説明いたしました。  
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。  
( 異 議 な し )  
異議なしということですので、第 2 号議案は、原案どおり決定されました。

### ＜第 3 号議案＞ 大阪市地域福祉活動推進計画の策定（案）について

乾 議 長 続きまして、第 3 号議案の大阪市地域福祉活動推進計画の策定（案）について、事務局から説明してください。

新垣課長 地域福祉課長の新垣でございます。  
第 3 号議案 大阪市地域福祉活動推進計画の策定（案）につきまして、ご説明申し上げます。時間の関係上、ポイントを絞らせていただきますことをご了承ください。

説明用にパワーポイントを用意しておりますが、その前に、この計画の策定に至る背景等についてご説明いたします。お配りしております資料 3 の計画の表紙をめくると、目次がございます。計画は全 4 章ですが、策定に至る背景等は第 2 章にあたるので、11 頁をお開き願えますでしょうか。要約してご説明いたします。

本会では、平成 16 年に「大阪市地域福祉活動計画」を策定し、平成 21 年には「第 2 期・大阪市地域福祉活動計画」を、さらに平成 25 年には「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を策定いたしました。

その後も、例えば 8050 問題、ひとり暮らし高齢者の増加、こどもの貧困の問題など、生活課題は変化しています。このような状況を踏まえ、最初の「地域福祉活動計画」から始まるこれまでの取組みを体系的に整理して、今回新たな計画を策定することとなった次第でございます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。上半分にあります策定趣旨を要約しますと、地域住民などが地域福祉推進の取組みを進めるうえでの視点を再確認し、これからの展開を提案するということがまず 1 点目です。そして、「大阪市地域福祉基本計画」とも理念や方向性を共有し、連携するということが 2 点目です。また、各区社協の意見も取り入れるなどして策定しており、計画の期間は 3 年間としております。

次のスライドをご覧ください。計画は全 4 章としております。第 1 章は、歴史的な経過を振り返るとともに、近年の状況をまとめている部分でございますので、また後ほどお読みいただければと思います。第 2 章につきましては策定趣旨等で、先ほど冒頭でご説明した部分でございます。

第 3 章につきましては、次のスライドをご覧ください。ここでは、下半分に書いています「6 つの大切な視点」についての確認と、現在置かれている状況、これから目指すべき方向性についてまとめました。ここで掲げる基本理念は、平成 25 年度に策定しました「大切な視点」を継承するものです。さらに、この章では各区における実践事例を掲載しており、多くの事例が複合的な視点により実践されていることを確認しています。

新垣課長 次のスライドに移ります。第 4 章では、重点目標を掲げた、この計画の中心的な

部分でございます。地域生活課題の複雑化に伴い、現在はあらゆる分野の参画と協働が必要です。住民や団体同士がつながり、地域の中で話し合う場を通して、解決に向けての取組みも必要です。これらを踏まえまして、地域福祉推進に向けた民間活動が今後取り組むこととして、このように3つの重点目標を提案しております。

次のスライドです。重点目標1のキーワードは「担い手」です。1番目にありますのは、今各区で広がりつつある、電球の交換や植木の手入れなどを行う住民相互の助け合い活動などの支援です。3番目にありますのは社会福祉法人が取り組む公益的な活動の支援です。

次のスライドです。重点目標2のキーワードは「居場所」です。1番目にありますのは、この後の議案でご説明します、「地域こども支援ネットワーク事業」も含む、多様な形態の居場所づくり支援です。3番目にありますのでは、ボランティア活動振興基金等を活用した居場所づくりへの助成です。

次のスライドです。目標3のキーワードは「見守り」です。1番目にありますのでは、相談支援体制を充実させる取組みです。3番目にありますのは、各区社協で取り組んでいる見守り相談室に代表される、要援護者を見守るしくみの機能強化への支援です。

本会としましては、これらの重点目標を計画的に推進し、福祉課題や実践の可視化・発信に取り組んでいくことなども書き込んでおります。

以上がこの計画の概要でございます。ご承認いただけましたら、製本し、理事・監事の皆さま、そして区社協等の関係先へ配付し、今後の事業展開に活かしてまいります。

最後のスライドに移ります。今回の計画と併せて策定を進めている「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」がこの3種類です。これは、さまざまな活動者が、活動を進めるうえでの手引き書として活用いただくことを目的としています。今月末には、本会ホームページに掲載する予定にしておりますので、またご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、大阪市地域福祉活動推進計画の策定（案）につきまして、ご説明いたしました。新年度から、活動の実践を進めていきたいと考えておりますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

乾 議長           ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

右田理事           右田でございます。一番はっきりさせておく必要があるのは、この計画を配付して、それぞれ手にされた時に本当に一つずつ理解できるのかということですが、この部分についてどのように進めていくのでしょうか。例えば、最後に公益的な活動のことも記されていますが、多くの方が社会福祉法人は元々公益的なものだと思っていて、「地域における」公益的な活動とは何かという疑問が生まれるのではないのでしょうか。誰もが理解できるような資料でないとな実際に計画を策定しても動かないのではないかと、自分の経験からも感じます。計画を進めていくための手法等について推進委員会ではどのように議論がされたのか教えてください。

新垣課長           公益的な取組みについては、大阪市社会事業施設協議会と連携しながら進めていこうと考えていまして、「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」の作成についても一緒に取り組んできたところがございます。そのなかで、社会福祉施設に対し

新垣課長　　てアンケートを実施しまして、公益的な活動に取り組んでいる施設についてはどのように進めているのか、また取り組めていない施設については何が課題なのかを明らかにしたうえで、より進めやすいようにしていきたいと考えています。

右田理事　　施設協議会の例を出されましたが、問題は地域の住民への理解だと思います。地域の住民が理解して主体的にどう動かすかというところですよ。その部分を教えてください。

新垣課長　　計画の中でも記載はしておりますが、可視化・発信が必要ではないかと思っております。例えば SNS の利用など、多様な手段を活用しなければ可視化・発信に十分な効果が得られないと考えていますので、社協としましても様々な発信手段を活用しながら、広く住民の方に届けていきたいと思っております。

西嶋常務　　右田理事がおっしゃったように、計画を策定した後どう浸透させていくかということは考えなければならない部分です。私たち社協は地域の住民と会議をする機会もありますので、その場で理解を深めていきたいと思っております。また、今回、推進計画と併せてガイドブックも作成しました。皆さんに具体的に分かっていただくため、先ほどから話が出ています社会福祉法人の公益的な取組みについても具体的な事例集として、ガイドブックにまとめていますので、計画とガイドブックの両面で進めていこうと考えています。

乾 議 長　　ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。  
ないようでございますので、ご承認いただけますか。  
（ 異 議 な し ）  
異議なしということですので、第 3 号議案は、原案どおり決定されました。

#### ＜第 4 号議案＞ 地域こども支援ネットワーク事業の実施（案）について

乾 議 長　　続きまして、第 4 号議案の地域こども支援ネットワーク事業の実施（案）について、事務局から説明してください。

中川部長　　第 4 号議案「地域こども支援ネットワーク事業の実施」(案)について、私の方からご説明申しあげます。引き続き前方のスクリーンを使わせていただきますが、お手元にも資料 4 としてお届けしております。

資料をご覧の場合は、1 頁をお開きください。先ほど第 3 号議案で、大阪市地域福祉活動推進計画について、ご審議いただきましたが、計画の重点目標の 2 には、「人々が集い・つながる場、居場所を拡げること」を掲げております。新しい事業は、この「居場所づくり」の取組みのひとつとして、特に「こどもの居場所」にスポットをあて、取り組んでまいりたいと考えております。

資料をご覧の場合は、2 頁をお開きください。「こどもの居場所」の必要性につきましては、こどもが一人で過ごす時間が非常に長くなっていること、孤食の問題、経済的な問題など、こどもを取り巻く環境は非常に厳しい状況になってきており、これらのことが社会的孤立の状態につながっている背景があげられます。

地域の中では、多様な形態での、こどもの居場所が増えつつあります。各区社協の協力を得て調べた結果、現在このような取組みは、市内で約 130～140 箇所ぐ

中川部長

らい展開されていると把握しております。

資料をご覧の場合は、3頁をご覧ください。事業の目的でございますが、地域が一体となって、こどもの食に関する支援、学習支援をはじめ、こどもが身近に気軽に行くことができる居場所づくりなどの取組みを推進し、地域で子どもを育む機運の醸成を図ることを目的としております。

資料をご覧の場合は、4頁をご覧ください。事業の実施主体は、大阪市社協で、事業開始は、平成30年4月1日でございます。事業内容は、活動団体の情報発信や共有の場づくりをはじめとする、こども支援に対する取組みでございますが、具体の事業につきましては、後程ご説明申し上げます。実施体制でございますが、主管課は、ボランティア・市民活動センターとして実施いたします。ボランティア・市民活動センターでは、2年前から「地域こども支援団体連絡会」を開催し、約80か所の活動団体が参画して、活動団体同士の情報発信・情報共有を図ってきております。この、つながり、盛りあがり、新しい事業につなげていきたいと考えております。事業予算は、本会の自主財源に加え、大阪市からの補助金、そして社会福祉法人など幅広い参画・協力をお願いしてまいりたいと予定でございます。単年度で1200万円を計上しております。

資料をご覧の場合、5頁をご覧ください。事業の全体像でございます。社会全体で子どもを支えるという趣旨からも、本会だけでこの事業を実施するのではなく、社会福祉施設、企業などの支援団体、実際に、支援の活動をされている団体等、たくさんの方にご参画いただきたいと存じます。「地域こども支援ネットワーク事業運営協議会」を組織して、事業の実施内容や課題の共有、事業の進め方、また新しい取組みなど、協議会で検討し、進めていくこととしております。協議会の事務局は、本会が担います。

資料をご覧の場合は、6頁をご覧ください。実際に実施する主な具体事業でございます。①活動団体同士の情報発信・情報共有の場づくり、②活動団体の支援・活動者の育成・支援、③支援活動の広報・啓発、④こういった活動を支援していただける企業等の発掘や支援内容の発信、⑤活動団体に対する支援提供物資等の仲介や調整などをおこなってまいります。新しい活動団体、活動者への支援と併せまして、先ほどご説明申し上げました「地域こども支援団体連絡会」の拡充も進めてまいりたいと考えております。

資料をご覧の場合は、7頁をご覧ください。今回の事業では、企業と社会福祉施設と社協の連携という新しい取組みも実施します。企業からお申し出のあった物資、例えば缶詰、レトルト食品、また、ノートや鉛筆などを本会が受給調整して、活動団体に活用していただきます。保管の拠点として、市内5か所の児童養護施設にご協力をお願いしているところでございます。

繰り返しになりますが、この事業は、本会だけでなく、子どもたちのために社会福祉法人や企業等、多様な団体の参画を得て、市社協の独自事業として推進していく、新規事業でございます。全体の事業説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。

乾 議 長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

内本理事

こどもの居場所の関係についてですが、大阪市においてもこどもの貧困対策を進めていくということで市長が本部長を務めるこどもの貧困対策推進本部で会議を

- 内本理事 開催してきたところでございます。市長のイメージとしては、こどもの貧困対策は行政が直接するものではなく、企業や大学等と連携して進めていくべきものだと考えています。こどもの貧困対策を通じてネットワークができれば、先ほどの地域福祉活動推進計画ともつなげて、全体で押し進めていただければありがたいと思います。
- 右田理事 この取組みに異議はありませんが、今の内本理事のご発言についてお伺いしたいのですが、こどもの貧困対策は行政が直接するものでないというのはどういう意味でしょうか。貧困の捉え方そのものを理解されているのか気になりましたので、説明していただけますか。
- 内本理事 行政が表に立って事業をしていくよりも、後ろで活動を支えていくという趣旨でございます。実際に参画いただくのはそれぞれの団体や地域住民であると考えています。例えば居場所づくりにしても、大阪市がその活動に補助金を出すと、補助金要綱に縛られて、柔軟な取組みができなくなってしまうことも想定できます。行政が主導的にするのではないという意味でございます。
- 右田理事 要するに、行政は公的責任と財源の支援はするけれども、実践は大阪市の歴史的な伝統を踏まえて住民が主体的に取り組むと、そういう理解でいいでしょうか。
- 内本理事 そのとおりでございまして、住民や企業の関わりがなければできないと思っています。
- 右田理事 内本理事の言う趣旨であれば賛成ですが、今の説明ですと誤解を生むこともあります。果たしてこれで住民が理解してくれるかなという気持ちが常にあるものですから、質問させていただきました。
- 永岡理事 市社協独自の新たな事業ということですが、こどもの貧困や居場所に対する事業は他のところでも取り組まれていると思いますが、この事業の独自のあり方について、お考えのところがあればお聞かせください。
- 中川部長 先ほども申しましたように、こどもを支援する団体の連絡会活動に取り組んできておりますが、活動団体の一番の課題は運営経費ということが挙がっております。市社協・区社協としましては、取組みが継続できるようスポンサーとのパイプ役や仲介役を求められていると考えています。財源のほかに、活動場所や人材等の確保も課題でございますが、取組みを広報することで、市域における事業の進展につながれば市社協の役割を果たしていけるのではないかと考えています。
- 永岡理事 大阪らしさとして、これまで地域の活動は地域住民が主体的にやってきたところがありますので、そういうところを活かしたモデルを示していただければ嬉しく思います。
- 乾 議 長 支援物資の保管を施設をお願いしているとのことですが、フードバンクとの関わりはどうなっていますか。フードバンクは現にこども食堂の支援等を行っていますの

乾 議 長 　　で、別々に活動するのではなくて、活動に継続性・持続性を持たすためにうまく連携してほしいと思います。

中川部長 　　フードバンクと連携している区社協もありますので、連絡を取り合いながら、取り組んでいきたいと考えています。

乾 議 長 　　ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。  
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第４号議案は、原案どおり決定されました。

### ＜第５号議案＞ 平成３０年度事業計画及び予算（案）について

乾 議 長 　　続きまして、第５号議案「平成３０年度事業計画及び予算（案）」について、事務局から説明してください。

新垣課長 　　第５号議案 平成３０年度事業計画及び予算（案）につきまして、ご説明申し上げます。資料５の１頁をご覧ください。「Ⅰの基本方針」でございます。

わが国においては、人口減少による超高齢・少子社会のさらなる進展や都市部における住環境の変化に伴い、住民同士のつながりの希薄化が進み、子育てや介護をめぐる問題、児童・高齢者の虐待問題、社会的孤立、生活困窮、子どもの貧困問題など、多様化・複雑化そして深刻化した福祉課題や生活課題が山積しております。これらの課題に対応していくために、従来の福祉の枠組みを超えた横断的な取組みが求められています。

本会におきましては、今までの地域福祉活動の実践を継承しながら、さらに地域福祉を推進するため、区社協や社会福祉施設、福祉活動実践者、学識経験者等の幅広い参画を得まして、大阪市地域福祉活動推進委員会で検討を重ね、「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定いたしました。「大阪市地域福祉基本計画」とも地域福祉推進の理念や方向性を共有し、地域生活課題の解決に向けて取り組むとともに、計画推進の具体的な方策や手法をまとめた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」によりまして、実践的な取組みについてもお示してまいります。

さらに、地域におきましては、こども食堂や学習支援など、住民の皆さんや多様な方々による取組みが芽生えておりますが、本会では社会全体でこどもを支えるネットワークの構築を目的とし、他の社会福祉法人や社会福祉関係団体、企業やNPOなどと協働し、新たに「地域こども支援ネットワーク事業」を実施し、主体的に取り組んでまいります。

また、成年後見制度の利用促進に向けた取組み強化等を目的とし、関係団体はもとより、広く地域住民の皆さんに対して制度を周知し、本制度を支える重要な位置づけである市民後見人の養成に一層努めますとともに、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」を含めた権利擁護事業の一体的な運営を図り、専門的な支援を効果的に展開してまいります。

地域で暮らす住民の皆さんの厚い信頼に応えるため、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさと福祉によるまちづくり」の実現をめざしまして、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員及び主任児童委員、ボランティア、NPO、企業などの皆さま

新垣課長

んと協働しながら社協事業を進め、地域福祉を一層推進してまいります。

続きまして、2頁の「Ⅱの平成30年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。新規取組みとしまして、先ほど第3号議案及び第4号議案でご承認いただきました、「1 『大阪市地域福祉活動推進計画』の推進」、「2 地域こども支援ネットワーク事業の実施」に取り組んでまいります。その他、法改正への対応や、受託内容に変更があった事業など、主な内容につきましてご説明いたします。では、3頁をご覧ください。

3頁「3 権利擁護に関する取組みの推進」につきましては、総合的な権利擁護の支援に関する仕組みづくりの推進に向け「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」の両事業の連携を一層強化してまいります。特に、判断能力が不十分な方を支える重要な手段である成年後見制度につきましては、新たに、「協議会」事務局の運営を担い、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援、親族後見人支援などに取り組み、関係団体との連携のもと、権利擁護の推進にさらに努めてまいります。

4頁「4 社会福祉法人制度改革への対応」(1)「組織の透明性と信頼性の確保、内部統制の強化及び外部監査の実施」につきましては、引き続き、会計監査人との連携による業務改善に取り組み、住民の皆さまや関係機関等からご信頼をいただけるよう、努めてまいります。

次に、「5 地域生活課題の解決に向けた地域福祉活動推進の支援」の5頁部分(4)「介護予防ポイント事業」につきましては、平成27年度から開始され、市内在住の65歳以上の方を対象に、生きがいづくりや介護予防の機会としておりますが、次年度からは、新たに保育分野にも拡充し、より多くの方が活動に参加できるよう、事業の周知に努めてまいります。

同じく5頁の「6 相談支援体制の充実」(1)「地域包括支援センター連絡調整事業の推進」でございますが、「認知症高齢者相談支援サポート事業」を統合し、増え続ける認知症の方の理解者となる、認知症サポーター養成講座の講師養成や、家族介護者の支援に取り組んでまいります。

6頁の(2)「おおさか介護サービス相談センター事業の推進」、(5)「休日夜間福祉電話相談事業の推進」、「7 中立・公正な立場にたった事業の展開、介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」の3事業でございますが、公募により3年間の受託が決定しましたので、引き続き事業に取り組んでまいります。

7頁の「8 ボランティア・市民活動の推進・強化」、「9 広報啓発活動の充実」、8頁「10 福祉人材の養成及び情報の発信」、9頁「11 福祉関係機関、団体との連絡調整」についても、内容の充実を図りながら引き続き取り組んでまいります。

以上、平成30年度事業計画（案）について、ご説明申しあげました。

古賀課長

続きまして、平成30年度予算（案）についてご説明申しあげます。10頁の「平成30年度当初予算（案）」「1 法人全体の状況」につきまして、パワーポイントを用いてご説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

法人全体の収入額ですが、「30年度予算」の最上段、事業活動収入が45億2,808万3千円、その2段下、その他の活動収入が3億9,686万3千円で、合計しますと49億2,494万6千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、2億2,762万円の増となっております。

古賀課長

次に支出の部ですが、最上段、事業活動支出が 46 億 8,986 万 4 千円、その 2 段下、その他の活動支出が 2 億 7,219 万 5 千円、その下、予備費支出が 310 万円で、合計しますと 49 億 6,515 万 9 千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1 億 7,597 万円の増となっております。

その主な要因は、地域こども支援ネットワーク事業の新規実施に伴う増、生活支援体制整備事業等の実施に伴う区社協への出向職員数の増、後程ご説明いたしますボランティア活動振興基金における市への返還等によるものでございます。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス 4,021 万 3 千円となります。年度単位で事業を計画・実施します法人運営事業及びその他の事業では、収支差額は 0 円となり、収入に見合った支出を計上しております。一方、善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、今まで蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額はマイナス 4,021 万 3 千円となりますが、それぞれの事業計画に基づいた予算編成となっております。

それでは、あらためてボランティア活動振興基金についてご説明いたします。お手元に資料はございませんが、引き続きスクリーンをご覧ください。

平成 27 年度から、多様化する地域福祉課題に対応するため、従来、基金の運用益のみで事業を実施していましたが、原資の取り崩しによる積極的な事業展開を可能とするなど、その仕組みと基金規模を含めて再構築いたしました。基金規模を約 14 億 4,600 万円とし、再構築後の 7 億 3,500 万円のうち 5 億円は、平成 27 年 5 月 28 日開催の理事会・評議員会にてご承認をいただき、平成 27 年 11 月に大阪市へ返還しております。残額 2 億 3,500 万円は、本日お諮りしたうえで取崩し返還いたします。基金につきましては、より積極的な事業の展開が可能となり、具体的には、平成 26 年度の助成実績、約 1,600 万円に比べ、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で、年間約 5,100 万円、延べ助成団体数 1,681 団体、総額約 1 億 5,400 万円を助成しています。また、助成分野につきましても、地域こども支援ネットワーク事業と関わりの深いこども食堂への助成のほか、居場所づくり・東日本大震災避難者支援・傾聴ボランティアなど、多様な分野で活動されている様々な団体に助成しています。

次に、資料 11 頁の「2 収入の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

受託金収入は、介護保険制度改正に伴い更新申請時の要介護（要支援）認定に係る有効期間が延長されたことから、調査依頼件数が減少する見込みのため、前年度比約 4,900 万円の減となります。負担金収入は、区社協出向職員数の増に伴い、人件費及び給与計算業務等の負担金が増加するため、前年度比約 4,600 万円の増となります。基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金における助成及び返還に伴う取崩しにより、前年度比 2 億 3,900 万円の増となります。

続いて、資料 12 頁の「3 支出の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。事業費支出は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について貸付事業支出から事業費支出へ科目変更等により、前年度比約 4,000 万円の増となります。その他の活動による支出は、先ほどご説明した理由により、2 億 3,500 万円の増となります。

次に、資料 13 頁の「事業別予算額の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。まず、新規事業実施のため、1,200 万円を計上しております。要介護認定訪問調査事業は、先ほどご説明した理由により、前年度比 3,900 万円の減となりま

古賀課長 す。

次に、相談支援サポートセンター事業で区分していましたが事業の再編についてご説明いたします。まず、権利擁護相談支援サポートセンター事業は、成年後見支援センター事業に名称を変更いたします。つぎに、休日夜間福祉電話相談事業については、新たに単独のサービス区分を設け再編いたします。最後に、認知症高齢者相談支援サポート事業は、包括支援センター連絡調整事業と事業統合したうえで、名称を「地域」包括支援センター連絡調整事業に変更し、一体的に事業実施いたします。その結果、成年後見支援センター事業では前年度比約1,600万円の減、地域包括支援センター連絡調整事業では前年度比約1,000万円の増となります。枠組みの組み替えにより増減はございますが、全体として大きな変化はございません。

職員費調整事業は、生活支援コーディネーターなど区社協出向職員数の増加により、前年度約比4,800万円の増となります。ボランティア活動振興基金事業は、前年度比約2億3,400万円の増となります。ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、2年間の事業実施実績から貸付件数の減が見込まれるため、前年度比4,000万円の減となります。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては14頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、平成30年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 　　ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

右田理事 　　事業計画の9頁、6番目、大阪市・シカゴ市の研修の件ですが、シカゴとの交流はずいぶん長いですね。以前、研修センターでシカゴには限定していない時期でしたが、事前に参加者の意見交換やレポートを提出させ、現地から帰ってきたら結果の報告をするということをしていましたが、大阪市から補助金が出なくなった時に、現地に行く前後にそのような細かな作業をやらなくていいということになりました。今回シカゴに行かれたことについては大阪の社会福祉に記事として掲載されていますが、その報告書があるのかということ、つまり記録として残っているのかということをお聞かせいただきたいのが1点目。2点目はなぜシカゴなのかということです。この激動の時代に国際的なセンスを磨くにはどうしてもシカゴなのかという疑問があります。それから13頁、先ほど権利擁護の名称が成年後見に統一されると説明がありましたが、「権利擁護」は、あらゆる権利擁護に関する相談を受けるという大阪市社協の特色ある項目だと理解していたのですが、こういう名称に統一しようという提案があったのでしょうか。権利擁護の大阪市の特色が薄らいだ印象があるのでお聞かせください。それと最後に、予算で説明のあった職員費調整事業というのは具体的にどういうものなのか、教えてください。

新垣課長 　　シカゴ市との交流プログラムについてですが、今年度は7名の方がシカゴ市を訪問しました。その時の報告書は、私ども事務局や施設協議会の方にも配付させていただきました。なぜシカゴ市かということですが、平成20年頃にシカゴ市から大阪市に来られ、その関係がずっと今も続いているということでございます。

右田理事 　　姉妹都市だからということですか。

新垣課長            そういうことでございます。

右田理事            今、地域主体で動かないといけないということが問われていますが、もしシカゴ市でその部分の収穫を得ているなら、この交流プログラムが今日的な課題に答えているぐらいのことは書いた方がいいのではないかと思います。あえてシカゴに行くなら、あまりに平板な書き方をするのではなく、何故わざわざ国際的な活動をしているのかという問いに答えるべきではないですか。

新垣課長            シカゴ市との交流につきましては、大阪市からシカゴに行く年と、シカゴ市から大阪市に来られる年がありまして、平成 30 年度はシカゴ市から大阪市に来られる年となっております。大阪市内の様々な施設を見学していただく予定をしていますので、このような書き方になっております。補足ですが、29 年度までは市社協としてはこのプログラムを実施する実行委員会の一員という立場でありましたが、30 年度からは市社協が主体的な関わり方をしていく、市社協事業として実施するというところで事業計画に記載させていただいております。それから、成年後見支援センター事業に名称を変更することにつきまして、従来からこの事業は大阪市からの公募事業として、今回その公募事業の名称が権利擁護相談支援サポートセンター事業から成年後見支援センター事業に変更されたことに伴いまして、変更しております。

古賀課長            職員費調整事業についてご説明させていただきます。市社協から区社協に出向している人件費でございますけども、市社協の方で一旦立て替えて支払い、その分区社協から戻ってくるということで管理をしています。

乾 議 長            ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 5 号議案は、原案どおり決定されました。

#### <第 6 号議案> 定款の一部変更（案）について

乾 議 長            続きまして、第 6 号議案「定款の一部変更（案）」について、事務局から説明してください。

真鍋課長            総務課長の真鍋でございます。

第 6 号議案 定款の一部変更（案）につきまして、ご説明申しあげます。資料 6 をご覧ください。

今回は、先ほどご説明いたしました、権利擁護に係る事業の枠組みを変更したこと及び新規事業の実施により、一部変更するものでございます。

それでは、第 2 条の（事業）をご覧ください。第 14 号の「権利擁護相談支援サポートセンター事業」を「成年後見支援センター事業」に変更し、第 15 号の「認知症高齢者相談支援サポート事業」を削除いたします。さらに、第 19 号に「地域子ども支援ネットワーク事業」を追記いたします。

以上、定款の一部変更（案）についてご説明いたしました。よろしく願い申しあげます。

乾 議 長            ただ今の説明に、ご意見・ご質問はありませんか。

（ 異 議 な し ）

乾 議 長 異議なしということですので、第 6 号議案は、原案どおり決定されました。

### ＜第 7 号議案＞ 諸規則等の一部改正（案）について

乾 議 長 続きまして、第 7 号議案「諸規則等の一部改正（案）」について、事務局から説明してください。

真鍋課長 第 7 号議案 諸規則等の一部改正（案）につきまして、ご説明申しあげます。  
資料 7-1「事務局規程」、資料 7-2「経理規程」の一部改正（案）につきましては、事業計画等でご説明しましたが、主には、権利擁護に関する取り組みの強化を目的とした事業の枠組みの見直し及び新規事業の実施により、事務分掌等を見直すものでございます。

それでは、資料 7-1、1 頁をご覧ください。第 3 条におきまして総務課以下、各課の事務分掌を実態に合わせて見直すとともに、2 頁に移っていただきまして、上段、地域福祉課の事務分掌に、第 12 号といたしまして、地域こども支援ネットワーク事業を追記いたします。下から 2 段目に記載の権利擁護担当に、3 頁の上段にございますように、第 2 号といたしまして、あんしんさぽーと事業を追加するものです。なお、あんしんさぽーと事業を権利擁護担当の事務分掌とするにあたり、現在は本会事務局で事業を実施しておりますが、大阪市社会福祉研修・情報センターに事務所を移転いたします。第 5 条、事業所の事務分掌として、ボランティア・市民活動センターにも地域こども支援ネットワーク事業を追記いたします。

資料 7-2「経理規程」の一部改正（案）につきましては、先ほど説明しました理由に伴いまして、サービス区分をそれぞれ見直すものでございます。

続きまして、資料 7-3「職員就業規則等」の一部改正（案）でございます。1 頁をご覧ください。主な改正点といたしましては、育児・介護休業法に基づくもの、事業名称の変更によるものでございます。主な改正内容ですが、子の看護休暇、介護休暇の取得要件を追記し、2 頁、育児休業の申し出期間を 1 歳 6 か月から 2 歳に変更し、育児時間を臨時職員就業規則に追記いたします。さらに、欠勤に関する規定を臨時職員及び特別臨時職員就業規則に追記いたします。3 頁に移りまして、個人情報第三者提供及び共同利用につきまして、右欄に記載の就業規則に追記いたします。就業規則等の改正（案）につきましては、4 頁以降に全文を添付しておりますので、後程、ご確認ください。

資料 7-4「定年退職規程」、資料 7-5「休職及び復職規程」の一部改正（案）につきましては、先ほどご説明しました就業規則等の一部改正により、条を変更するものでございます。

最後、資料 7-6「給与規則」の一部改正（案）1 頁をご覧ください。主な改正といたしましては、第 9 条、扶養親族の考え方を変更し、3 頁の右側第 16 条に期末手当及び勤勉手当の基準日及び期末手当の基礎額を追記するものです。

改正日につきましては、全て平成 30 年 4 月 1 日としております。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

乾 議 長 ただ今の説明に、ご意見・ご質問はありませんか。

永岡理事 職員就業規則の一部改正（案）ですが、6 頁の 12 条のところ今回名称が変わった権利擁護相談支援サポートセンター事業が条文の中に記載されていますが、ここも変えた方がいいのではないのでしょうか。

真鍋課長 事務局の間違いでございます。ご指摘のとおり変更いたします。

乾 議 長 ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、第7号議案は、指摘いただいた部分を修正することとし、決定されました。

#### <第8号議案> 評議員会の開催(案)について

乾 議 長 続きまして、第8号議案「評議員会の開催(案)」について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。

第8号議案 評議員会の開催(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料8をご覧ください。

定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

開催日時及び開催場所につきましては、平成30年3月29日(木)、午後1時30分から市立社会福祉センターの第1会議室で開催いたします。

議案につきましては、平成29年度補正予算(案)、大阪市地域福祉活動推進計画の策定(案)、地域こども支援ネットワーク事業の実施(案)、平成30年度事業計画及び予算(案)、定款の一部変更(案)でございます。

以上、評議員会の開催(案)についてご説明いたしました。よろしく願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明に、ご意見・ご質問はありませんか。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、第8号議案は、原案どおり決定されました。

議案につきましては以上ですが、報告事項がございますので、事務局から報告をお願いします。

古賀課長 お手元の資料9をお開きください。「中期経営計画」につきましては、地域福祉を推進する本会が、主体的に事業に取り組み、組織基盤の強化を図るために、平成26年度から平成30年度までの5年間を取り組み期間とし、行動指針を策定したものでございます。資料9にはこの4年間の取り組み状況をお示しいたしまして、各課から取り組み結果報告を受け、目標達成度の基準値をもとに総務課で検証し、「100%達成、80%以上、一部のみ達成、未実施」と評価しております。表の右端には計画の最終年度を迎えるにあたり、どのような方向性及び成果指標を定めていくかを実情に合わせて、項目ごとに記載しております。

1頁目は区社協への支援ということで、概ねしっかりと支援ができているということをお示ししております。全てご説明させていただきたいところではありますが、膨大な資料となっておりますので、また後ほどお目通しいただきまして、これまで実施してきました事業についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

古賀課長 見ていただけたらお分かりかと思いますが、なかなか取組みが進まなかった項目もございます。これにつきましては、最終年度に向けまして十分に内容を精査して取り組み、平成 30 年度の事業報告時に改めまして最終取組結果をご報告申し上げます。以上、簡単ではございますが、ご説明させていただきました。

続きまして、法人説明会のちらしをご覧ください。定年退職の職員が増えているなかで、人材確保の取組みとしまして、区社協の職員にも協力をいただきまして、初めて法人説明会を 4 月 20 日に開催させていただきます。以上でございます。

乾 議 長 ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、以上をもちまして、議長役終わらせていただきます。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 それでは、閉会にあたりまして、宮川副会長からごあいさつを申し上げます。

宮川副会長 (あいさつ)

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、平成 29 年度事業報告及び決算についてご審議いただきます理事会を平成 30 年 6 月 6 日（水）午前 10 時 30 分から、市立社会福祉センターで開催いたします。後日、文書にてご案内いたしますので、ご予約いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。